

(東京高等裁判所経由)
水戸家裁総第420号
(組ろ-02)
平成31年4月16日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

水戸家庭裁判所長 東海林 保

平成31年度水戸家庭裁判所における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序について

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

4月15日現在の標記の定めは、別添のとおりです。

平成31年度水戸家庭裁判所における裁判官の配置、裁
判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政
事務の代理順序について

水戸家庭裁判所

第1 裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序並びに開廷日割 (裁判官の配置)

第1条 本庁及び支部の裁判官の配置を別紙第1のとおりとする。

(裁判事務の分配及び開廷日割)

第2条 本庁及び支部における裁判事務の分配及び開廷日割を別紙第2のとおりとする。

(代理順序)

第3条 本庁の裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、本庁の裁判官が協議して定め、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

2 土浦、龍ヶ崎及び下妻の各支部の裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、その支部の裁判官が協議して定め、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

3 日立及び麻生の各支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第2 司法行政事務の代理順序

(所長の代理)

第4条 所長に差し支えがあるときは、次の順序に従い代理する。

第1順位 本 吉 弘 行

第2順位 鈴 木 進 介

第3順位 小 嶋 順 平

(支部長の代理)

第5条 土浦、龍ヶ崎及び下妻の各支部の支部長に差し支えがあるときは、その支部の裁判官（ただし、未特例判事補を除く。）が別紙第1の2に登載された順序に従い代理する。

2 前項以外の支部の支部長に差し支えがあるときの代理については、第3条第3項の規定を準用する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

この定めは、平成31年1月16日から施行する。

この定めは、平成31年3月25日から施行する。

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別紙第1)

裁判官の配置

1 本庁

判事(所長)	東海林保
判事	本吉弘行
判事	鈴木進介
判事	角田康洋
判事	相澤千尋
判事	小嶋順平
判事補(特例)	佐藤康行

2 支部

(1) 日立支部

判事(支部長)	神田温子
---------	------

(2) 土浦支部

判事(支部長)	針塚遵
判事	吉田光寿
判事	白石篤史
判事	藤田壮
判事	坂巻陽士
判事	林直弘
判事補(特例)	秋山沙織
判事補(特例)	植草元博
判事補	島崎航
判事補	水口美弥

(3) 龍ヶ崎支部

判事(支部長) 國分晴子

判事 宮部良奈

(4) 麻生支部

判事(支部長) 相澤千尋

判事 小嶋順平

(5) 下妻支部

判事(支部長) 岡野典章

判事 内田めぐみ

判事 小西安世

判事 坂巻陽士

判事補(特例) 人見和幸

(別紙第2)

裁判事務の分配及び開廷日割

1 本庁

裁 判 官	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日	
判 事 東海林 保	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件) ア 別紙記載の事件を除く全事件 (2) 家事調停事件 (277条事件の審判を含む。)	5分の1 12分の1	隨時 金
判 事 本 吉 弘 行	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件) ア 別紙記載の事件を除く全事件 (2) 家事審判事件 (別表第二事件) (3) 家事調停事件 (277条事件の審判を含む。) (4) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (5) 保全異議及び保全取消事件 (6) その他の事件 2 少年事件 (1) 少年保護事件 ア 身柄事件 イ 観護措置 (執務時間外を除く。) (2) 準少年保護事件, 少年審判等共助事件, 少年審判雑事件	5分の2 6分の2 12分の4 5分の3 全部 5分の3 8分の2 4分の1	隨時 火金 火金 月木 隨時 隨時 月 金 隨時
判 事 鈴 木 進 介	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件) ア 別紙記載の事件 イ 別紙記載の事件を除く全事件 (2) 家事審判事件 (別表第二事件) (3) 家事調停事件 (277条事件の審判を含む。) (4) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (5) 保全命令事件 (6) 家事共助事件, 家事雑事件 (7) 臨検許可状請求事件(執務時間外を除く。) (8) その他の事件	2分の1 5分の1 6分の2 12分の5 5分の2 全部 全部 全部 5分の2	隨時 隨時 水木 水木 火金 隨時 隨時 隨時 隨時

	<p>2 少年事件</p> <p>(1) 少年保護事件</p> <p>ア 身柄事件</p> <p>イ 観護措置（執務時間外を除く。）</p> <p>(2) 準少年保護事件、少年審判等共助事件、少年審判雑事件</p>	8分の2 4分の1	火 月 隨時
判事 相澤千尋	<p>1 家事事件等</p> <p>(1) 家事審判事件（別表第二事件）</p> <p>(2) 家事調停事件（277条事件の審判を含む。）</p>	6分の1 12分の1	月火 月火
判事 小嶋順平	<p>1 家事事件等</p> <p>(1) 家事審判事件（別表第一事件）</p> <p>ア 別紙記載の事件</p> <p>イ 別紙記載の事件を除く全事件</p> <p>(2) 家事審判事件（別表第二事件）</p> <p>(3) 家事調停事件（277条事件の審判を含む。）</p> <p>2 少年事件</p> <p>(1) 少年保護事件</p> <p>ア 身柄事件</p> <p>イ 在宅事件（交通関係事件を除く。）</p> <p>ウ 交通関係事件（身柄事件を除く。）</p> <p>エ 観護措置（執務時間外を除く。）</p> <p>(2) 準少年保護事件、少年審判等共助事件、少年審判雑事件</p>	2分の1 5分の1 6分の1 12分の1 8分の2 4分の3 全部 4分の1	隨時 隨時 月 月 木 隨時 隨時 水木 隨時
判事補（特例） 佐藤康行	<p>1 少年事件</p> <p>(1) 少年保護事件</p> <p>ア 身柄事件</p> <p>イ 在宅事件（交通関係事件を除く。）</p> <p>ウ 観護措置（執務時間外を除く。）</p> <p>(2) 準少年保護事件、少年審判等共助事件、少年審判雑事件</p>	8分の2 4分の1 4分の1	火 隨時 火 隨時

判事 東海林 保	1 家事事件等 (1) 合議事件	全部	隨時
判事 本吉弘行	2 少年事件 (1) 合議事件	全部	隨時
判事 鈴木進介			
判事 角田康洋			
判事 相澤千尋			
判事 小嶋順平			
判事補(特例) 佐藤康行			
1 家事事件等			
(1) 別表第一事件で別に本庁裁判官の申合せにより即日処理の方式で処理することと定めたものは、別に本庁裁判官の申合せにより定める当番の裁判官が担当する。			
(2) 別表第二調停事件から移行した審判事件は、当該調停事件を担当した裁判官が担当する。ただし、判事東海林保が担当した同調停事件については、判事本吉弘行が担当する。			
(3) 審判前の保全処分は、本案の審判、調停事件を担当する裁判官が担当する。			
(4) 執務時間外における臨検許可状請求事件の取扱いについては、水戸地方裁判所の「裁判事務の分配等についての定め」第16条の2第2項の定めに準じて、上席裁判官が水戸地方裁判所刑事部の事務を総括する裁判官及び水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官と協議して定める。			
(5) 判事角田康洋及び判事補(特例)佐藤康行は、家事事件等の合議事件は担当しない。			
2 少年事件			
(1) 少年保護事件			
ア 執務時間外における観護措置等の取扱いについては、第3条第1項前段に基づき、本庁の裁判官が別途協議して定める。			
イ 判事補(特例)佐藤康行に差し支えがあるときは、同人の担当事件は判事角田康洋が担当する。			

2 日立支部

裁 判 官	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日	
判 事 神 田 温 子	1 家事事件等 (1) 家事審判事件, 家事調停事件 (2) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (3) 保全命令事件 (保全異議及び保全取消事件を含む。), 家事共助事件, 家事雑事件	全部 全部 全部	火木 水金 隨時

3 土浦支部

裁 判 官	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日	
判 事 針 塚 遵	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件) (2) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (3) 保全命令事件 (4) 保全異議及び保全取消事件 (5) 家事共助事件, 家事雑事件 (臨検許可状請求事件を除く。) (6) 臨検許可状請求事件(執務時間外を除く。)	3分の1 5分の1 5分の1 5分の1 全部 2分の1	隨時 木 隨時 隨時 隨時 隨時
判 事 吉 田 光 寿	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第二事件) (2) 家事調停事件 (3) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (4) 保全命令事件 (5) 保全異議及び保全取消事件 (6) 臨検許可状請求事件(執務時間外を除く。)	3分の1 3分の1 5分の2 5分の2 5分の2 2分の1	火 火 月 隨時 隨時 隨時
判 事 藤 田 壮	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第二事件) (2) 家事調停事件 (3) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (4) 保全命令事件 (5) 保全異議及び保全取消事件	3分の1 3分の1 5分の2 5分の2 5分の2	金 金 火 隨時 隨時

判 事 坂 巻 陽 士	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件)	3分の1	隨時
判 事 林 直 弘	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第二事件) (2) 家事調停事件 2 少年事件 (1) 少年保護事件 ア 身柄事件	3分の1 3分の1 5分の2	月 月 水木
判事補 (特例) 植 草 元 博	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件)	3分の1	隨時
判事補 島 崎 航	1 少年事件 (1) 少年保護事件 ア 身柄事件 イ 在宅事件 ウ 交通短期保護観察審判事件, 自庁講習事件, 委託講習事件 (2) 準少年保護事件, 少年審判等共助事件, 少年審判雑事件	5分の2 4分の3 全部 3分の2	水木 水木 木 隨時
判事補 水 口 美 弥	1 少年事件 (1) 少年保護事件 ア 身柄事件 イ 在宅事件 (2) 準少年保護事件, 少年審判等共助事件, 少年審判雑事件	5分の1 4分の1 3分の1	水木 水木 隨時

判事 針塚 遵 判事 吉田 光寿 判事 藤田 壮 判事 林 直弘 判事補 水口 美弥	1 家事事件等 (1) 合議事件	全部	水
判事 針塚 遵 判事 吉田 光寿 判事 白石 篤史 判事 藤田 壮 判事 林 直弘 判事補 島崎 航 判事補 水口 美弥	1 少年事件 (1) 合議事件	全部	隨時

1 家事事件等

- (1) 別表第二調停事件から移行した審判事件は、当該調停係裁判官が担当する。
- (2) 臨検許可状請求事件（執務時間外を除く。）については、龍ヶ崎支部の管轄に属する事件を土浦支部において取り扱うものとする。

2 少年事件

(1) 少年保護事件

- ア 判事補島崎航又は判事補水口美弥が担当した事件の20条決定は、判事林直弘が担当する。
- イ 執務時間外における観護措置等については、水戸地方裁判所裁判事務の分配等についての定め別表11の2記載の土浦支部裁判官以外の地方裁判所の裁判官も水戸家庭裁判所土浦支部の裁判官として、これを取り扱うことができる。この取扱いについては、第3条第2項前段に基づき、土浦支部の裁判官が別途協議して定めるが、この協議には、上記土浦支部以外の裁判官も加わるものとする。

(2) 準少年保護事件等

- ア 収容継続申請事件については、当該少年について少年院送致の決定をした裁判官が担当する。

4 龍ヶ崎支部

裁 判 官	裁 判 事 務 の 分 配		開廷日
判 事 國 分 晴 子	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件) (2) 家事審判事件 (別表第二事件) (3) 家事調停事件 (4) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (5) 保全命令事件 (保全異議及び保全取消事件を含む。)	2分の1 2分の1 2分の1 2分の1 2分の1	木 木 月 水 隨時
判 事 宮 部 良 奈	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 (別表第一事件) (2) 家事審判事件 (別表第二事件) (3) 家事調停事件 (4) 人事訴訟事件 (関連訴訟事件を含む。) (5) 保全命令事件 (保全異議及び保全取消事件を含む。) (6) 家事共助事件, 家事雑事件	2分の1 2分の1 2分の1 2分の1 2分の1 全部	火 火 水 木 隨時
1 家事事件等 (1) 別表第二調停事件から移行した審判事件は、当該調停係裁判官が担当する。			

5 麻生支部

裁 判 官	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日	
判 事 相 澤 千 尋	<p>1 家事事件等</p> <p>(1) 家事審判事件（別表第一事件）</p> <p>ア 別紙記載の事件</p> <p>イ 別紙記載の事件を除く全事件</p> <p>(2) 家事審判事件（別表第二事件）</p> <p>(3) 家事調停事件</p> <p>(4) 人事訴訟事件（関連訴訟事件を含む。）</p> <p>(5) 保全命令事件（保全異議及び保全取消事件を含む。），家事共助事件，家事雑事件</p>	<p>4分の3</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>全部</p> <p>3分の2</p> <p>全部</p>	<p>水木金</p> <p>水木金</p> <p>水木金</p> <p>水木金</p> <p>水金</p> <p>隨時</p>
判 事 小 嶋 順 平	<p>1 家事事件等</p> <p>(1) 家事審判事件（別表第一事件）</p> <p>ア 別紙記載の事件</p> <p>(2) 人事訴訟事件（関連訴訟事件を含む。）</p>	<p>4分の1</p> <p>3分の1</p>	<p>火金</p> <p>火金</p>

6 下妻支部

裁 判 官	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日
判 事 岡 野 典 章	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 ア 別表第一事件 イ 別表第二事件 (2) 家事調停事件 (3) 保全命令事件 (4) 家事雑事件（臨検許可状請求事件及び履行勧告事件を除く。） (5) 臨検許可状請求事件(執務時間外を除く。)	3分の1 3分の1 3分の1 2分の1 5分の1 4分の1
判 事 内 田 めぐみ	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 ア 別表第一事件 イ 別表第二事件 (2) 家事調停事件 (3) 人事訴訟事件（関連訴訟事件を含む。） (4) 保全命令事件 (5) 保全異議及び保全取消事件 (6) 家事雑事件（臨検許可状請求事件及び履行勧告事件を除く。） (7) 臨検許可状請求事件(執務時間外を除く。)	3分の1 3分の1 3分の1 8分の7 2分の1 2分の1 5分の1 4分の1
判 事 小 西 安 世	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 ア 別表第一事件 (2) 保全異議及び保全取消事件 (3) 家事雑事件（臨検許可状請求事件及び履行勧告事件を除く。） (4) 臨検許可状請求事件(執務時間外を除く。) (5) 家事共助事件, 履行勧告事件 2 少年事件 (1) 少年保護事件 ア 在宅事件（交通事件を除く。）	3分の1 2分の1 5分の1 4分の1 全部 2分の1

判事 坂巻陽士	1 家事事件等 (1) 家事雑事件（臨検許可状請求事件及び履行勧告事件を除く。）	5分の1	随時
判事補（特例） 人見和幸	1 家事事件等 (1) 家事審判事件 ア 別表第二事件 (2) 家事調停事件 (3) 人事訴訟事件（関連訴訟事件を含む。） (4) 家事雑事件（臨検許可状請求事件及び履行勧告事件を除く。） (5) 臨検許可状請求事件(執務時間外を除く。) 2 少年事件 (1) 少年保護事件 ア 身柄事件 イ 在宅事件(交通事件を除く。) ウ 在宅交通事件 (2) 準少年保護事件, 少年審判等共助事件, 少年審判雑事件	3分の1 3分の1 8分の1 5分の1 4分の1 全部 2分の1 全部 全部	随時 金 水 随時 月火 月火 月火 随時
判事 岡野典章 判事 内田めぐみ 判事補（特例） 人見和幸	1 家事事件等 (1) 合議事件	全部	随時
判事 岡野典章 判事 小西安世 判事補（特例） 人見和幸	1 少年事件 (1) 合議事件	全部	随時

1 家事事件等

(1) 別表第二調停事件から移行した審判事件は、当該調停係裁判官が担当する。

2 少年事件

(1) 準少年保護事件

収容継続申請事件については、当該少年について少年院送致の決定をした裁判官が担当する。

(別紙)

	事 件 名 (家事事件手続法別表第一の項番号)
1	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任 (5 9)
2	子の氏の変更についての許可 (6 0)
3	養子縁組をするについての許可 (親族間の場合) (6 1)
4	死後離縁をするについての許可 (6 2)
5	子に関する特別代理人の選任 (6 5)
6	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長 (8 9)
7	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理 (9 1)
8	限定承認の申述の受理 (9 2)
9	鑑定人の選任 (9 3, 9 8, 1 0 0, 1 0 9)
10	限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任 (9 4)
11	相続の放棄の申述の受理 (9 5)
12	遺言書の検認 (1 0 3)
13	遺言執行者の選任 (1 0 4)
14	遺留分の放棄についての許可 (1 1 0)
15	氏の変更についての許可 (1 2 2)
16	名の変更についての許可 (1 2 2)
17	戸籍の訂正についての許可 (1 2 4)
18	保護者の順位の変更及び保護者の選任 (関連する扶養義務の設定を含む。) (1 3 0 (8 4))